平成２９年（フ）第７４号
香川県高松市川島東町2174番地26
債務者　中西　美紀（旧姓七条）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０９号
高知県南国市篠原982番地４
債務者　武田　桂子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１号
福島県河沼郡会津坂下町字市中新町甲3823番地、前住所福島県喜多方市塩川町五合字金森甲573番地
債務者　山内　　慎（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
新潟県村上市下鍛冶屋445番地１
債務者　山崎　宏樹
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４２３５号
大阪府東大阪市西堤本通西２丁目３番20号メゾン・ド・エスパース103号
債務者　青木弥十美
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００６号
大阪府豊中市利倉１丁目13番８号
債務者　西山　能弘
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４５号
大阪市西区新町３丁目８番16号　306号室、住民票上の住所大阪府四條畷市田原台１丁目13番35号　エスポアールヒルズ306
債務者　Ｂｏｄｙ　Ｓａｌｏｎ　Ｒｏｏｔｓこと　中村　信吾
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７２号
大阪市住吉区長居東２丁目５番13号
債務者　久保　正紀
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５６３号
大阪市生野区巽東４丁目１番９号　レオパレスたつみ　301号
債務者　井口　隆志
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６００号
大阪市城東区古市１丁目５番１―808号
債務者　柏原智絵美
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３２号
大阪府吹田市青山台４丁目３番Ｃ９―304号
債務者　安齋　和子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７７７号
大阪市都島区都島中通３丁目20番２号　アベニール都島201号、前住所大阪府門真市宮野町８番２―302号
債務者　瀬川　愛子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８６２号
大阪市淀川区宮原２丁目２番13―305号
債務者　井上　恵理
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８９２号
大阪市淀川区三津屋南１丁目８番37―405号
債務者　金沢屋こと　加治屋博士
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０３号
大阪府枚方市交北３丁目９番１―116号、前住所大阪府枚方市釈尊寺町25番23―101号
債務者　平井　信子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０５号
大阪府豊中市曽根東町２丁目７番11号
債務者　別府　那哉
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２７号
大阪府三島郡島本町広瀬５丁目14番23号
債務者　北川　　愛
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部